⑰　線路等の電圧及び通信回線の電力	電圧	
	電力	dBm
	備考	
⑱　有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の第５章第２節第１款第２目に定める技術基準への適合	□　適合している	
⑲　有線一般放送の業務に用いられる電気通信設備の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）に定める技術基準への適合	□　適合している	
⑳　電気通信役務の提供者及びその利用の形態の概要（自己の電気通信設備を用いる場合はその旨及びその利用形態の概要）		
㉑　備考		

注１　⑴のヘッドエンドの欄は、ヘッドエンドの主たる機器の設置場所を記載すること。

注２　⑴の幹線の欄は、「地図に記載のとおり」と記載し、地図（市町村（特別区及び地方自治法第252条の19第１項の指定都市の区を含む。）の区域を明示したものとする。）にその設置場所を記載すること。

注３　⑻から⑭まで、⑮の幹線、分配線、引込線、⑯及び⑰の欄については、電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する電気通信設備に係る部分については記載を要しない。

注４　⑵の区分別の欄は、別図の業務区域の図に記載した期別に従い、引込端子の数（加入申込みに応じて順次分配線から受信者端子までの設備を設置する場合は、設置を予定している引込端子の数）を記載すること。

注５　⑵の業務区域の欄は、加入申込みがあつた場合に、加入申込みを遅滞なく受諾できる区域を記載することとし、区分別の欄は、業務区域を区分してその業務の提供を行う場合には、業務開始予定年月日ごとに区分した区域を記載すること。

（記載例）

⑵　設備の規模	業務区域			引込端子の数	業務開始（予定）期日
	全域		（何）市（何）町、（何）町、（何）町（何）丁目から（何）丁目まで	5000	年　月　日
	区分別	第一期	（何）市（何）町	3000	年　月　日
		第二期	（何）町（何）丁目から（何）丁目まで	2000	年　月　日

注６　⑵の引込端子の数は、第111条第２項及び第３項の規定により算出した数を記載すること。

注７　⑶の周波数、周波数帯幅及び変調型式、用途の欄は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２章に規定される方式については、ヘッドエンドの出力端子における搬送波の周波数について記載することとし、周波数帯幅及び変調型式の欄の変調型式については、電波法施行規則第４条の２第１項に規定する記号により記載することとし、用途の欄には、例えば、「ＮＨＫ（何）テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送」、「（何）社（何）デジタルテレビジョン放送局の放送の同時再放送」、「（何）社（何）一般放送の同時再放送」、「自主放送」のように記載すること。その他については、各項目に準ずる内容を記載すること。

（記載例）

⑶　使用する周波数	周波数	周波数帯幅及び変調型式	用途	備考
	中心周波数 473.00MHz	5.7MHz　Ｘ７Ｗ	テレビジョン放送	標準デジタルテレビジョン放送方式
	中心周波数 303.00MHz	６MHz　Ｄ７Ｗ	テレビジョン放送	デジタル有線テレビジョン放送方式
	中心周波数 327.00MHz	６MHz　Ｄ７Ｗ	インターネット（下り）	

注８　区間によつて使用する周波数が異なるときは、区間ごとの使用する周波数が明らかになる方法により記載すること。

注９　⑶の備考の欄は、送信の方式が有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第２条第10号から第15号までのいずれかに該当する場合は、その送信の方式を記載すること。

注10　再放送の同意の欄には「有」と記載するとともに、併せて、同意を得た放送事業者名の欄に放送事業者名を記載し、同意書の写しを添付すること。

注11　⑷のヘッドエンドの欄は、「別図（ヘッドエンド系統図）に記載のとおり」と記載し、別図に、⑸、⑹及び⑺の欄の機器又は装置についての系統を記載し、受信空中線については、受信空中線の位置における受信する電波の電界強度及び周波数を、連絡線については、連絡区間のこう長を、⑸の欄については、それぞれの入出力周波数を付記すること。

注12　⑷の設備の欄は、「別図（設備系統図）に記載のとおり」と記載し、別図に、設備系統図を次により記載すること。

⑴　ヘッドエンドから受信用光伝送装置までの間に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである各幹線系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び⑻から⑮までの欄の機器（⑼タップオフ、⑾電源供給器、⑿保安装置及び⒀受信用光伝送装置を除く。）を記載すること。

⑵　⑴以外の各幹線系統のうち最多段中継増幅の系統について、ヘッドエンドの幹線への出力端子及び⑻から⑮までの欄の機器（⑾電源供給器、⑿保安装置及び⒀受信用光伝送装置を除く。）並びに幹線及び分配線についての系統を記載し、幹線及び分配線については、機器間のこう長を付記すること。

⑶　⑴及び⑵のそれぞれの幹線系統が含まれる設備については、それぞれの設備系統図を記載すること。

⑷　系統の記載に当たつては、線路の全てについて自ら設置する系統、線路の一部について電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統又は線路の全てについて電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用する系統のそれぞれについて、記載すること。